

大阪府市町村バレーボール連合規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この連合は、大阪府市町村バレーボール連合という。

(事務所)

第2条 この連合の事務所は、当分の間大阪府バレーボール協会事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この連合は、府下各市町村におけるバレーボール組織の統括団体として、相互の緊密な連絡協調により、バレーボールの普及・発展を図り、府民の健康増進、体力の向上と明るいコミュニティーの育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この連合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体相互の連絡協調と親睦
- (2) 大阪府バレーボール協会等関係団体との連絡協調
- (3) バレーボールの普及・振興に関する諸事業
- (4) 競技会、講習会等関係行事の開催及び協力
- (5) バレーボールクラブの育成
- (6) 指導者、審判員の育成と組織化
- (7) その他この連合の目的を達成するために必要な事業

第5条 この連合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 組織

(組織の構成)

第6条 この連合は、府下市町村単位に統轄されたバレーボール団体をもって組織する。

2. 市町村団体は、地区協議会を組織することができる。

(加盟団体)

第7条 この連合に加盟を希望する団体は、評議員会の議決を経て加盟することができる。

(脱会)

第8条 加盟団体が脱会しようとするときは、評議員会の承諾を受けなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第9条 この連合に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 評議員 | 若干名 |
| (7) 監事 | 2 名 |

(職務)

第10条 会長は、評議員会においてこれを推挙する。

2. 会長は、連合を代表して会務を統轄し、かつ評議員会並びに理事会の議長となる。
3. 会長は、就任と同時に理事となる。

第11条 副会長は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第12条 理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2. 理事長は、会長の名を受けてこの連合の会務を掌握する。

第13条 副理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

第14条 加盟団体は、加盟団体ごとに1名の代表者を選出し、この連合の評議員となる。

2. 評議員が会長、副会長、理事長、又は監事に選出された時は、その選出団体は更にこれに代わる評議員を選出する。

3. 評議員は、評議員会を組織し、この連合の会務を審議決議する。

第15条 理事は、評議員会で評議員のうちから互選し、会長がこれを委嘱する。

2. 会長は、前項のほか、評議員会に諮って、この連合に関係ある学識経験者から若干名の理事を指名することができる。

3. 理事は、理事会を組織し、この連合の会務を執行する。

第16条 監事は、評議員会の議決により、会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、この連合の財務を監査する。

3. 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第17条 この連合に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、この連合の功労者等のうちから、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3. 参与は、この連合の加盟団体の会長並びに関係者のうちから、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

4. 名誉会長及び名誉副会長は、連合の会務について会長に助言することができる。

5. 顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 理事に欠員を生じたときは、補充を行う。

3. 評議員に欠員を生じたときは、当該加盟団体から補欠評議員を選出する。

4. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。

5. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 会議

(評議員会)

第19条 評議員会は、この規約に定める事項のほか、この連合の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を決定する。

2. 評議員会は、会長が招集する。

3. 評議員会の3分の1以上の請求があったとき、会長は、評議員会を招集しなければならない。

第20条 評議員会は、評議員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

ただし、委任状は出席したものとみなすものとする。

2. 評議員会に出席できない評議員は、その選出した加盟団体の役員をその代理人として出席させることができる。

第21条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の議決で決め、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(理事会)

第22条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第23条 理事会は、理事の2分の1以上出席しなければ会議を開き、議決することができない。

ただし、委任状は出席したものとみなすものとする。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決で決め、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3. 理事の代理は認めない。

第6章 専門委員会

- 第24条 この連合の事業を遂行するために必要ある時は、各種の専門委員会を設置することができる。
2. 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第7章 会計

第25条 この連合の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 負担金
- (2) チーム登録料
- (3) 寄付金
- (4) その他

第26条 この連合の加盟団体は、規約第25条に定める負担金、チーム登録料を毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、チーム登録料は、当分の間徴収しないものとする。

2. この連合に加盟する市町村団体の負担金は、各市町村の加盟チーム数5チーム以上の市町村は10,000円、4チーム以下の市町村は5,000円とする。

3. チーム登録料は別に定める。

第27条 この連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条 この連合の会計は、会計年度開始前に評議員会の承認を受けるものとし、議決は、毎年会計年度終了後、監事の監査を経たうえで評議員会に報告し、その承認を得るものとする。

第8章 規約の変更

第29条 この連合の規約は、評議員の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

付則

第30条 この連合の規約は、昭和62年11月3日からこれを施行する。

- (付則) この規約は、昭和63年5月7日一部改正
この規約は、平成3年7月11日一部改正
この規約は、平成25年6月13日一部改正
この規約は、令和元年5月14日一部改正